

中央市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

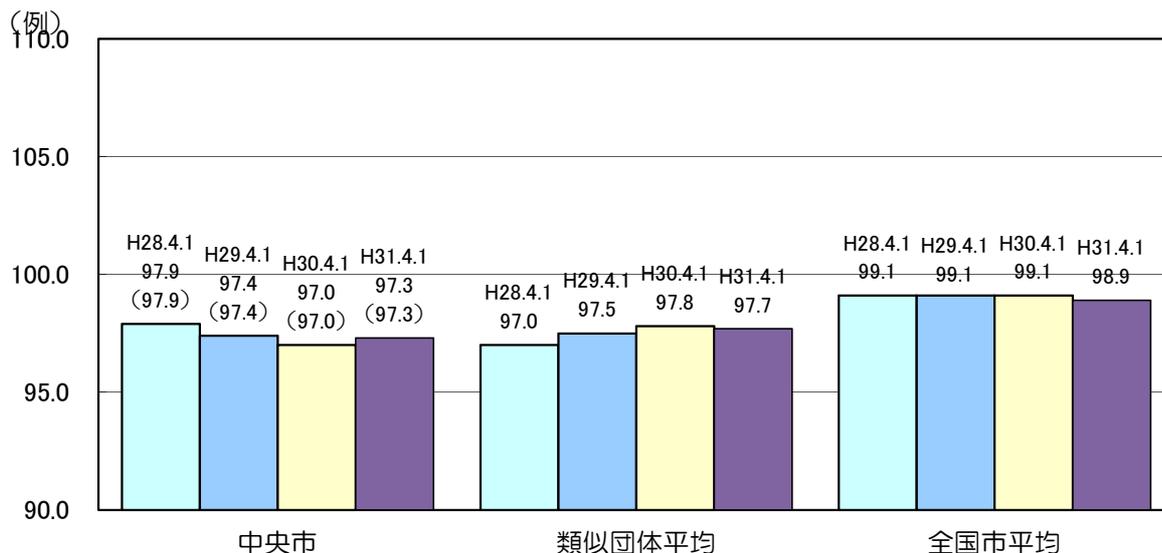
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	30,898 人	15,940,371 千円	818,797 千円	1,807,288 千円	11.34 %	14.51 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成30年度	210 人	726,665 千円	104,320 千円	292,211 千円	1,123,196 千円	5,349 千円	5,777 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
 [(実施) 未実施]

給料表の改定実施時期 : 平成27年4月1日
 実施内容 : 一般行政職の給料表について、国、県の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。高齢層(50歳台後半層)については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ②地域手当の見直し
 (支給なし)

- ③その他の見直し内容

その他の見直し実施時期 : 平成27年4月1日
 実施内容 : 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国、県と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中央市	43.3 歳	320,600 円	375,190 円	344,554 円
山梨県	43.4 歳	335,476 円	414,432 円	372,395 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	42.0 歳	314,712 円	377,416 円	343,000 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
中央市	43.4 歳	1 人	円	円	294,900 円	—	—	—	—
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
その他	43.4 歳	1 人	円	円	294,900 円	—	—	—	—
山梨県	53.2 歳	101 人	353,216 円	399,972 円	376,375 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	16 人	299,046 円	331,689 円	311,446 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
中央市	—	—	—
うち学校給食員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇〇～〇〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③教育職 (該当 なし)

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中央市	39.3 歳	301,500 円	322,250 円	304,850 円
山梨県	43.4 歳	358,505 円	417,476 円	377,649 円
国	47.1 歳	315,908 円	— 円	352,289 円
類似団体	39.6 歳	293,363 円	352,994 円	305,269 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		中央市	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	188,604 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	154,147 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	156,666 円	— 円
	中 学 卒	134,200 円	139,035 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	213,500 円	218,023 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

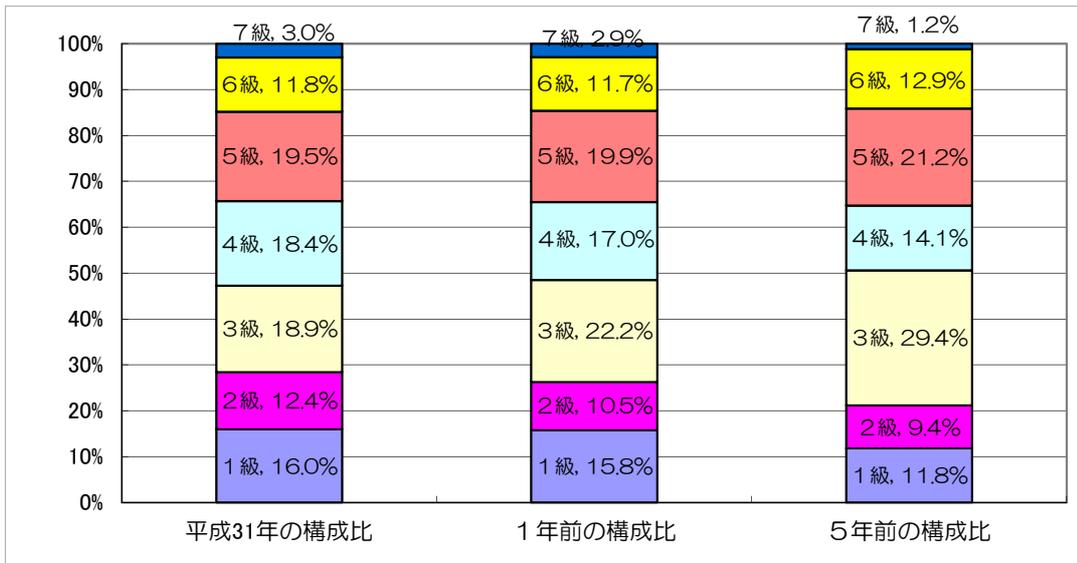
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,333 円	348,200 円	380,450 円	406,733 円
	短 大 卒	— 円	308,100 円	357,975 円	388,071 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	276,200 円	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	328,700 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

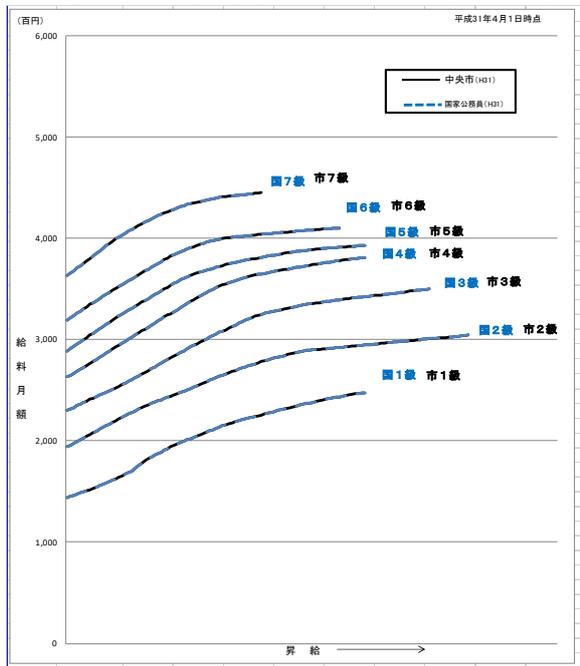
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	参事・会計管理者・議事事務局長	5人	3.0%	362,900円	444,900円
6級	課長	20人	11.8%	319,200円	410,200円
5級	監・主幹	33人	19.5%	288,900円	393,000円
4級	副主幹	31人	18.4%	263,000円	381,000円
3級	主査	32人	18.9%	230,000円	350,000円
2級	主任	21人	12.4%	194,000円	304,200円
1級	主事	27人	16.0%	144,100円	247,600円

- (注) 1 中央市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中央市	山梨県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,404 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,694 千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.9 ）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.9 ）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 （ 1.45 ）月分 0.9 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

中央市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給	なし		定年前早期退職特例措置	（2%~45%加算）	
1人当たり平均支給額	16,345 千円	18,864 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (支給なし)

(4) 特殊勤務手当 (支給なし)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	35,315 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	168 千円
支給実績（平成29年度決算）	36,828 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	175 千円

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者：6,500円 ・子：10,000円 ・父母等：6,500円 15歳に達する日後の最初の4月1日～22歳に達する日以後の最初の3月31日まで5,000円加算	同じ	—	26,122 千円	277,894 円
住 居 手 当	①自宅（持ち家）：支給なし ②借家：12,000円以上の家賃を支払っている場合、27,000円を限度に支給	同じ	—	9,896 千円	282,743 円
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の使用距離が片道2キロ以上5キロ未満である職員 2,000円 ・5キロ以上10キロ未満である職員 4,200円 ・10キロ以上15キロ未満である職員 7,100円 ・15キロ以上20キロ未満である職員 10,000円 ・20キロ以上25キロ未満である職員 12,900円 ・25キロ以上30キロ未満である職員 15,800円 ・30キロ以上35キロ未満である職員 18,700円 ・35キロ以上40キロ未満である職員 21,600円 ・40キロ以上45キロ未満である職員 24,400円 ・45キロ以上50キロ未満である職員 26,200円 ・50キロ以上55キロ未満である職員 28,000円 ・55キロ以上60キロ未満である職員 29,800円 ・60キロ以上である職員 31,600円 ・交通機関利用者 定期券等の金額 最高限度額 55,000円 	同じ	—	7,531 千円	46,488 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ定額(32,200円～66,000円)を支給	同じ	—	19,572 千円	631,355 円
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合勤務時間1時間当たり給与額の100分の125から100分の150までの範囲内で支給（正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合）	同じ	—	2,660 千円	— 円
夜 間 勤 務 手 当	午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に勤務時間1時間当たり給与額の100分の25支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿 日 直 手 当	庁舎の宿日直1回につき4,400円	同じ	—	3,224 千円	189,647 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	764,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 445,000 円	
	副市町村長	(- 円)	816,000 円 / 512,000 円	
	教 育 長	558,000 円	-	
	(- 円)			
報 酬	議 長	330,000 円	528,000 円 / 327,000 円	
	副 議 長	(- 円)	462,000 円 / 279,000 円	
	議 員	300,000 円	431,000 円 / 259,000 円	
	(- 円)			
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.27 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	給料月額×在職月数×0.42	1540 万円	任期満了毎
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.25	716 万円	任期満了毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

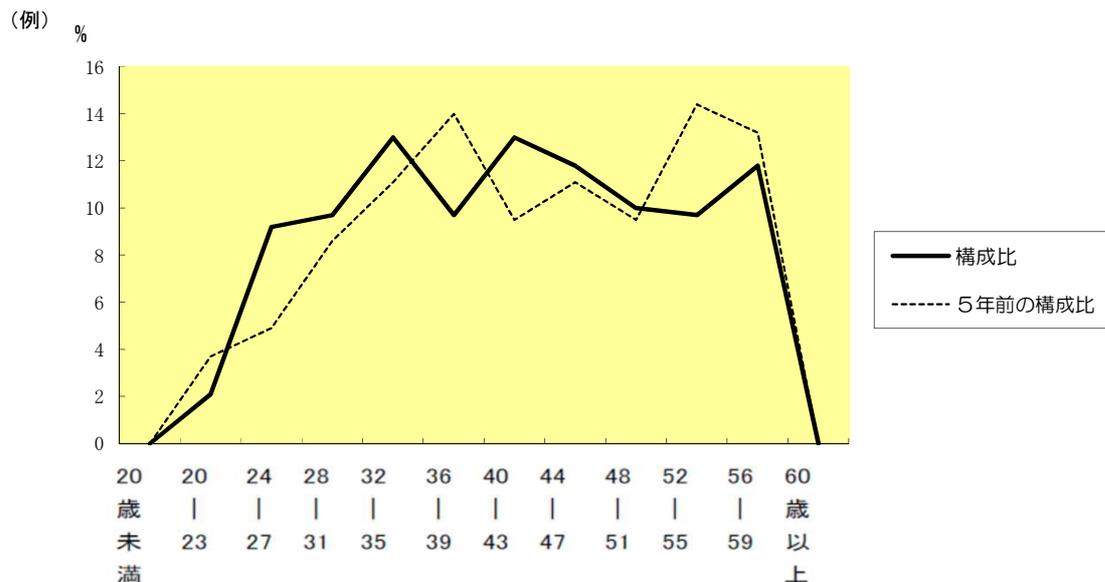
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門				
	正式任用	188	189	△1	
	計	188	189	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 60.85 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 64.19 人)
	教育部門	22	22	0	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	210	211	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 67.97 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 82.29 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	正式任用	28	27	1	
	小 計	28	27	1	
合 計		238	238	0	<参考> 人口1万当たり職員数 77.03 人
		[264]	[264]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	22人	23人	31人	23人	31人	28人	24人	23人	28人	0人	238人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	189	189	190	192	189	188	△1 △0.5%
教育	24	23	22	22	22	22	△2 △8.3%
消防	0	0	0	0	0	0	0 0%
普通会計	213	212	212	214	211	210	△3 △1.4%
公営企業等会計	31	30	30	28	27	28	△3 △9.7%
総合計	244	242	242	242	238	238	△6 △2.5%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成29年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成30年度	247,063 千円	0 千円	25,513 千円	10.33 %	10.06 %

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村(政令指定都市を 除く)平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成30年度	3 人	11,031 千円	3,271 千円	2,969 千円	17,271 千円	5,757 千円	6,181 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 (なし)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中央市	42.7 歳	318,083 円	479,750 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中央市公営企業職		中央市一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 990 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,405 千円	
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

中央市公営企業職			中央市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			1人当たり平均支給額 16,345 千円 18,864 千円		

ウ 地域手当 (支給なし)

エ 特殊勤務手当 (支給なし)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	845 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	282 千円
支給実績(平成29年度決算)	1,024 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	341 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者：6,500円 ・子：10,000円 ・父母等：6,500円 15歳に達する日後の最初の4月1日～ 22歳に達する日以後の最初の3月31日 まで5,000円加算	同じ	—	420 千円	140,000 円
住居手当	①自宅（持ち家）：支給なし ②借家：12,000円以上の家賃を支 払っている場合、27,000円を限度に 支給	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の使用距離が片道2キロ以 上の場合通勤距離に応じて支給 ・交通機関利用者 定期券等の金額 最高限度額 55,000円 	同じ	—	50 千円	25,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち その職務の特殊性に基づき定められた 職にある者に支給 役職に応じ定額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休 日等に勤務した場合勤務時間1時間当 たり給与額の100分の135から100分 の160までの範囲内で支給	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時までの間に 勤務した場合に勤務時間1時間当たり 給与額の100分の25支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿直手当	庁舎の宿日直1回につき4,400円	同じ	—	60 千円	20,000 円